

# 関市地域交流施設 せきてらす

〒501-3874  
岐阜県関市平和通4丁目12番地1  
TEL (0575) 23-1670  
FAX (0575) 23-1671

## 利 用 の ご 案 内

### 1 使用時間

- 午前9時から午後9時30分まで（休館日を除く）
- 使用時間には、準備から後片付けに要する時間を含みます。
- 使用開始前と終了後は受付にお声掛けください。

### 2 休館日

- 毎週火曜日（当該火曜日が国民の祝日である場合を除きます）
- 休日の翌日（当該翌日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときを除く）
- 12月29日から翌年1月3日までの日（1月2日を除く）
- その他管理上の都合により、臨時に休館することがあります。

### 3 使用期間

- 原則として、各室とも引き続き3日以内です。

### 4 使用の制限

- 次の場合、使用の許可はできません。既に許可している場合でも使用許可の取り消しや使用の中止を命じることがあります。
  - 1 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
  - 2 宗教またはそれに準ずる行為・内容が含まれると認められるとき。
  - 3 非科学的である、または一般的に科学として認められない行為・内容が含まれるとき。
  - 4 人間の心理的な作用や圧迫を利用した行為・内容が含まれると認められるとき。
  - 5 詐欺行為、または一般的にそれに準ずると認められる行為・内容が含まれるとき。
  - 6 市民、市内事業者を対象とした使用でないとき。
  - 7 販売を主目的とし関市の地域振興に寄与しないと認められるとき（関市または関市民の振興に寄与しない、特定の事業者や個人の利益に繋がるような宝石販売、家電販売、物産展など）
  - 8 関市暴力団排除条例（平成24年関市条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等その他反社会勢力であるとき。
  - 9 集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
  - 10 施設又は附属設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。
  - 11 施設の管理上支障があるとき。
  - 12 関市地域交流施設条例又はこれに基づく施行規則に違反したとき。
  - 13 使用許可の条件に違反したとき。偽りその他不正な行為により使用許可を受けたことが明らかになったとき。

（関市地域交流施設条例）

（設置）

市民と来訪者の交流や体験活動を支援促進し、豊かさと生きがいの感じられる地域社会の形成に寄与し、及びコンベンションその他の催事を通じて本市の産業等の発展に資するため、本市に関市地域交流施設を設置する。

## 5 使用申込

- 多目的ホールは、使用日の6ヶ月前の月の初日から7日前までです。
- 刃物工房、会議室は使用日の3ヶ月前の月の初日から7日前までです。
- どの施設とも、せきてらすの主催事業や災害時等は、やむを得ず使用変更をお願いする場合がありますのでご了承願います。

## 6 使用料

- 施設使用料は、別表のとおりです。
- 施設使用料は、使用許可書を受領の際に納入してください。冷暖房料については、使用終了後ただちに納入して下さい。

※既納の使用料は、原則返還できません。

ただし、やむを得ない事由により取消す場合は7日前であれば返還いたします。

自己都合によるキャンセルについては使用料の返還はできませんのでご注意ください。

## 7 使用料の減免

- 次の場合、使用料を減免することができます。
  - 1 市又は関市教育委員会が主催又は共催する事業等に使用するとき、使用料を免除します。
  - 2 学校教育法に規定された活動で使用する場合や、社会教育団等公共的な団体で市長が適当と認めるものがその本来の目的のために使用する場合に、減免申請書を提出することにより当該使用料の3/4を免除します。(冷暖房料を除く)

## 8 使用許可の変更または取消

- 使用許可に関する事項を変更又は取消する場合は、すみやかに使用許可書を添えて使用変更(取消)申請書を提出して下さい。

※使用日の7日前であれば、使用日の変更は可能とします。

## 9 遵守事項

- 1 施設又は設備等を、損傷又は汚損するおそれのある行為をしないで下さい。
- 2 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないで下さい。
- 3 物品及び広告物の陳列、販売又は配布は行わないで下さい。ただし、特産品等の展示や紹介、販売など地域振興に寄与するもので許可を受けたものは除きます。
- 4 使用許可されていない施設や附属設備を使用しないで下さい。
- 5 前各号に掲げるもののほか、(一社)関市観光協会及び関市産業経済部観光課が指示する事項を守ってください。

## 10 関係官公署への許可申請・届出

- 使用内容により関係官公署への許可申請・届出が必要になります。

• 調理、お菓子作り等	関保健所	美濃市生櫛 1612-2	TEL0575-33-4011
• 道路使用等	関警察署	関市下有知 106-8	TEL0575-24-0110
• 火器使用等	関消防署	関市西欠ノ下 5	TEL0575-23-0119

## 11 使用上の注意事項(使用当日)

- 1 使用者は、必ず使用許可書を持参し職員の指示に従って下さい。
- 2 許可を受けた目的以外に施設を使用したり、施設の使用権利を他人に譲渡、転貸はできません。
- 3 所定の収容人数を超えて入場させないで下さい。
- 4 会場の準備(机の組立、机・イスの並び替え等)・整理は職員の指示により使用者側で行って下さい。(施設内の壁にポスター等を掲示する場合は、画鋸やセロテープなど壁面を損傷するものは使用しないで下さい。)

- 5 使用終了後は、速やかに施設、附帯設備等を元の状態にもどし、職員の点検を受けて下さい。
- 6 施設、附帯設備等を破損又は滅失したときは、その損害を賠償していただきます。
- 7 使用に伴い発生したごみ等の処理は使用者の責任においてお持ち帰り下さい。
- 8 忘れ物は、使用者の責任において処理して下さい。
- 9 火災、停電、盗難その他の事故により、使用者、参加者等に被害が生じた場合、当施設に重大な過失がない限りその責任は負いかねます。

◎関市地域交流施設 せきてらす使用料（1室当たりの料金、付属施設を含む）

単位：円

区分	使用料（円）					
	午前	午後	夜間	午前及び午後	午後及び夜間	全日
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
多目的ホール（じゅうなひろま）	1,500	2,000	1,750	3,500	3,750	5,250
キッチン設備（つなぐすいじば）	300	400	350	700	750	1,050
控室	300	400	350	700	750	1,050
刃物工房（てつくりば）	600	800	700	1,400	1,500	2,100
会議室	300	400	350	700	750	1,050

★使用者が入場料を徴収する場合又は営利目的で使用する場合の使用料の額は、この表に定める額とする。

単位：円

区分	使用料（円）					
	午前	午後	夜間	午前及び午後	午後及び夜間	全日
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
多目的ホール（じゅうなひろま）	3,000	4,000	3,500	7,000	7,500	10,500
キッチン設備（つなぐすいじば）	600	800	700	1,400	1,500	2,100
控室	600	800	700	1,400	1,500	2,100
刃物工房（てつくりば）	1,200	1,600	1,400	2,800	3,000	4,200
会議室	600	800	700	1,400	1,500	2,100

◆やむを得ない理由により、使用時間区分以外の時間に使用する場合の使用料の額は、次のとおりとする。（1時間を限度とする、1室当たりの料金）

単位：円

区分	使用料（円）				
	多目的ホール	キッチン設備	控室	刃物工房	会議室
延長料金（1時間）	500	100	100	200	100

■冷暖房設備を使用する場合（1時間につき次の額）（1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。）

単位：円

区分	多目的ホール	キッチン設備	控室	刃物工房	会議室
冷暖房料（円）	1,000	200	100	300	300

◎関市地域交流施設（せきてらす）の概要

施設名	面積	収容人数	主な設備等
多目的ホール (じゆうなひろま)	186㎡	80人	椅子80脚 ステージ ステップ 演台 スクリーン テーブル(W1500)27台 移動式キッチン2台 AV機器(詳細は確認ください) アクリルパーテーション10枚 有線マイク ワイヤレスマイク ピンマイク マイクスタンド(卓上型1台、床上型1台)
キッチン設備 (つなぐすいじば)	31㎡	—	オープンレンジ 移動式キッチン2台 冷蔵庫 調理器具 食器 ブレンダー
控室	16㎡	—	ローテーブル ソファ 洗面化粧台
刃物工房 (てつくりば)	111㎡	24人	テーブル7台 椅子24脚 ホワイトボード
会議室	51㎡	24人	椅子30脚 スクリーン ホワイトボード

※共通備品としてプロジェクター、ドラム式延長コード

☆ 催事開催案内等印刷物に関するお願い

施設利用者の皆様が催事等をご案内する際、来場者にPRするホームページ、広告、チラシ、案内文書等印刷物に主催者の問合せ先を記載いただきますようお願いいたします。当施設の連絡先を記載されますと催事内容等のお問い合わせにお答えができず来場者にご迷惑をおかけすることになりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

ホームページ、広告、チラシ等で告知される場合は、施設使用許可書受領後よりお願いいたします。

◆ 施設内で飲食物を摂る場合の注意

- 1 容器、箸、食べ残し、包装紙等のごみの後始末は、使用者の責任で処理すること。
- 2 室内で飲食する場合は、使用者が室内を利用する場合を原則とします。
- 3 汚したり傷つけたりした場合は必ず管理者に報告し、使用者が責任をもって使用前の状態に戻すこと。
- 4 終了時には施設管理者の最終点検を受けること。

関市地域交流施設（せきてらす）指定管理者  
一般社団法人関市観光協会